

日本国憲法と原発は両立出来ない

松浦 秀人

年明け早々の能登半島地震には大変驚かされました。お亡くなりになった方々のご冥福をお祈りするとともに、今なおご苦勞をなさっている被災者のみなさまに心からのお見舞いを申し上げます。

あの日、無数の家屋が倒壊し、土砂崩れによる道路の寸断が数多く発生しました。能登半島に所在する志賀原発は、変圧器が油漏れを起こし、外部電源が一部喪失し、非常用発電機が故障し、燃料プールの水が地震の揺れで溢れ出る等の事故が発生しましたが、2011年の福島原発事故以降は稼働していなかったため、放射能モレには至りませんでした。もしもあの時に放射能モレの事故を起こしていたならば、住民のみなさま全員が深刻な被ばくに晒されたに違いありません。

伊方原発のある佐田岬半島は、能登半島とは比べ物にならないほど狭くて小さい半島です。その上に土砂崩れの多発地帯です。自然災害と原発事故とが同時に発生した複合災害の場合、その被害の大きさ・深刻さは想像するのも恐ろしいほどです。

そもそも佐田岬は日本一長い半島と言われ約40キロメートルありますが、原発は半島の付け根付近に建っています。このため原発から西に、半島の先端部にかけて3千人をこえる方々が生活されていて、その方々は原発事故の際には原発に向かって進まない避難出来ない地形なのです。

県や四電は大分県への海路での避難を口にしますが、地震や津波などとの複合災害の場合、救援船が港に接岸できる確かな保障はありません。仮に接岸出来たとしても、道路やトンネルの崩壊で住民のみなさんが最西端の港まで辿りつけるのか不安です。ましてや同時に放射能モレがあった場合は、残念ながら被ばくを避けることは不可能でしょう。

日本国憲法は、第2次世界大戦の悲惨な体験を経て制定され、基本的人権の尊重を高く掲げています。ところが、原発という装置というか設備はこの憲法と両立しえないことは、福島原発の事故の実態を見ても明らかです。

一旦原発が深刻な事故を起こせば、憲法第13条に定める幸福追求権などは押しつぶされてしまいます。また、濃厚な汚染地帯に自宅があれば、残念ながら一生涯戻することは出来ないでしょう。どこに住むかは人権の中でも最も基礎的で初歩的な権利です。日常生活の中では意識することもない当たり前の権利ですが、憲法第22条に定められた、この「居住地選択の自由」さえ奪うのが原発なのです。

憲法記念日に際して、原発の危険性・非人道性について改めて訴えさせて頂きました。原発は人類と共存できません。伊方原発を含む全ての原発の運転停止と廃炉を求めていきましょう。みなさん、ともに頑張りましょう。